第4章 保育の質のガイドライン(素案)

注記:文章中の網掛け = 資料45に修正を加えた箇所

目 次

- 1 ガイドラインの策定趣旨と位置づけ
- 2 ガイドラインの構成と活用方法
- 3 基本目標
- 4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと
- (1) 保育の内容
 - ① 子どもの権利
 - ② 保育環境
 - ③ 保育内容
 - 4 1歳未満児
 - ⑤ 1歳以上3歳未満児
 - ⑥ 3歳以上児
 - ⑦ 配慮を必要とする子どもの支援
- (2) 健康及び安全
 - ① 食育
 - ② 健康
 - ③ 安全管理
 - ④ 災害への備え
- (3) 子育て支援
 - ① 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
 - ② 地域の保護者等に対する子育て支援

(4)保育者としての資質向上

- 5 保育の質の維持・向上に必要なこと
- (1) 職員の資質向上のために必要な取り組み
- (1) 運営体制
- (2) 保育の質の向上のための地域や他機関との連携

1 ガイドラインの策定趣旨と位置づけ

本市においては、これまでも国の保育所保育指針等を踏まえた環境の整備及び教育・保育の質の向上、保育士の専門性の向上を目指してきましたが、その取組は、主に各園での主体的な取組に対する支援が中心となっていました。近年、保育施設の増加と待機児童の減少とともに、保育の質がさらに注目される中、全国的にも質のガイドライン等を自治体単位で策定し、それを活用することにより、さらなる質の向上を目指す取り組みが始まっています。

本市においても、保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みとなる「保育の質のガイドライン」を策定し、小金井市における保育の指針として市内の保育施設に関わるすべての職員・保護者と共有し、さらなる保育の質の向上を目指してまいります。

2 ガイドラインの構成と活用方法

本ガイドラインは、小金井の保育の質の維持・向上のため、各園・各保育者に大切にして欲しい基本的な考え方を記載したもので、「4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと」は主に保育者に向けた、「5 保育の質の維持・向上に必要なこと」は主に園や施設の運営事業者に向けた内容としています。

記載にあたっては、広く子どもの最善の利益のために、園や保育者ができることの可能性を狭めぬよう、具体的な手段を列挙するのではなく、その一例を掲げる程度にとどめることとしました。

そのため、まずは、各園・各保育者が、本ガイドラインに書かれたそれぞれの内容に 沿った保育を実践するために、子どもに対してできることについて考え、また現在行っ ている保育内容で十分かどうか、ほかにできることはないかなどについても、考えなが ら、日々の保育を行っていただくことを基本としています。

さらに、園の中での保育者同士の意見交換や話し合いなどの場において、ガイドラインに記載されていないが自園での保育で当てはまることはないか、また新たにできることはないかなど、ワークシートのように活用することで、園内での保育の質の維持・向上を図ることを期待するものでもあります。

本ガイドラインの活用にあたっては、各園・各保育者個人での活用のほか、今後、研修等を通じて、保育者間での共有、意見交換なども重ねながら、共通理解を深めるとともに、より実践的な活用に結びつけるために、事例の共有や新たな保育実践への検討を進めることを目指しています。

そして、これらを積み重ねていく中で、必要に応じ見直しを行います。

~ ガイドラインの見方 ~

ここには、各園・各保育者が守るべき基本的な考え方を記載しています。 各園・各保育者は、この内容に沿った保育を実践するため、子どもに対してできることについて考え、日々の保育の中でも常にこの内容を念頭に保育に当たってください。

(1) 保育の内容 ① 子どもの権利	
子どもの権利は・・・	
	 重要です。
[
子どもの権利等について職員全体で確認し、十分配慮する。 !	
一人の人間として・・・	
不必要な声かけや・・・	
	i
	/

ここは、上段の「基本的な考え方」に基づく、具体的な行動の一例を挙げたもので、ここに挙げられていることがすべてではありません。

各園・各保育者は、ここの一例を参考にしながら、上段の「基本的な考え方」に 沿った保育とはどのようなものか、今、園で行っていることでここに該当すること は何かなどについて考え、話し合ってください。

3 基本目標

わたしたちは

子ども一人ひとりの最善の利益をともに考え続け

尊重していきます

【子どもの育ち】

- 安心できる大人との信頼関係をもとに心身の健康を培うため、一人ひとりの思いや生活リズムを尊重します。
- 生活や遊びの中で様々な体験をし、考え、表現する力の基礎を身に付けることができるよう豊かな(多様な)環境を整えます。
- 一人ひとりの違いを尊重し、自分も友達も大切にする豊かな人間性を育みます。

【保護者・保育者・園のかかわり】

○ 保護者と保育者がそれぞれの役割・専門性を用いて連携し、一人ひとりの子ども の生活全体について理解を深め、育ちを支えます。

【地域•環境】

- 様々な人々や組織と連携し、地域社会における生活体験の充実を図ります。
- 小金井の豊かな自然に親しむ中で子どもの探求心・好奇心を引き出します。

★このページに書かれていることについて★

このページに書かれていること (= 「3 基本目標」) は、(仮称) 保育計画策定において、主に「第3章 小金井の保育の目指すもの 大切にしたいこと」をまとめていく中で、「基本目標」としてまとめられたものです。

協議の中で、基本目標については、一旦、ガイドラインの基本目標として記載していく方向となったことから、ここに記載しています。

※このコメントは委員向けの資料説明用に記載しており、実際のガイドラインに記載するものではありません。

4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと

(1) 保育の内容

① 子どもの権利

子どもの権利は、すべての子どもがかけがえのない一人の人間として尊重される ための権利であり、私たちにはその権利を守る責務があります。

子どもを取り巻く環境が多様化する中、一人ひとりの最善の利益を尊重し、子ども の特性をとらえ、子どもに寄り添う保育を展開することが必要になっています。

本市では子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って「小金井市子ども の権利に関する条例」が平成21年3月に制定されました。子どもが学び育つ施設の -つである保育所においても、この条例も十分踏まえた対応を行っていくことが重 要です。

日々の保育においても、常に「子どもの権利」を意識し、どんな場面でも大人の都 合を優先するのではなく、子どもの気持ちに寄り添い、深く共感しながら支援を行っ ていく事が重要です。

子どもの権利について職員全体で確認し、十分配慮する。

小金井市子どもの権利に関する条例を知り、育ち学ぶ施設での子どもの権利 の保障について、職員全体で確認し、実践する。

一人の人間として人格を尊重し、瞳や表情・態度から訴えている語りかけ等 を真剣に受け止める。

不必要な声かけや、否定的な対応をしないなど、子どもを一人の人として尊 重する。

★小金井市子どもの権利に関する条例について★

条例では、第7条から第11条において、特に大切な権利として保障されなければ ならない5つの「子どもにとって大切な権利」(以下)を定めています。

- ●安心して生きる権利●自分らしく生きる権利●ゆたかに育つ権利
- ●意見を表明する権利
 ●支援を受ける権利

また、第13条において、「育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障」として、保育 所を含む、子どもがまなび育つ施設の関係者が取り組むべき項目を掲げています。

② 保育環境

保育施設は、子どもの命を守ることを第一に考え、子どもにとって安心・安全な環境が整備されていることが必要です。子どもにとって保育室があたたかな親しみとくつろぎの場となるとともに、子どもが環境との相互作用を通して成長・発達していくことを理解し、心身共に健康に育つための活動の場となるよう、計画的に環境を整備し、状況に応じて環境の再構成を行うなど、工夫して保育を行います。そのため、環境の整備・再構築にあたっては、子どもが主体的に関わることができるものであって豊かで応答性のある環境にしていくことが重要であることに加え、用意した環境に関わった子どもにとって糧となる経験であったかを振り返り、よりよい環境に再構築していくことが、より重要となります。

また、子どもが自発的に活動し、興味・関心が様々に広がるように、成長・発達に合わせたおもちゃや絵本・季節の自然物などを用意するとともに、小金井の豊かな自然に触れる、戸外での活動の機会を持つことも重要です。

さらに、子どもにとっては、保育士や他の子どもなど人的環境も保育環境に含まれることを十分理解し、子ども同士や職員との関係はもちろん、地域の人々との関わりなど、様々な人と関わることのできる環境を整えることも大切です。

室内の環境は子どもたちが安全で過ごしやすい環境を維持する。

一人ひとりの日々の生活リズムを大切にし、心身共に健康に育ち安定して過ごせるように環境を整える。

親しみのある物、生き物等が用意され興味関心が様々に広がるようにする。

発達にあった道具(食具・はさみなど)や玩具を用意する。

草花あそび、虫取り、川あそびなど、自然環境を生かした四季を感じるあそびの機会を作る。

自分たちの住む地域への関心を深めるため、商店街や地域の施設等を含む地域とのつながりを作ることのできる取り組みを行う。

③ 保育内容

保育を行うにあたっては、各保育所の保育方針や目標に基づき、一人ひとりの子どもの発達の状況に合わせ、また個人差を踏まえ、長期的な見通しをもって計画的に保育を展開します。

また、子どもの状況のみならず、保護者の状況や意向を理解・受容し、それぞれの 家庭環境に配慮しながら、必要に応じて関係機関と連携を取り、適切に援助すること も重要です。

日々の保育は計画に基づいて行うが、子どもの姿に応じて柔軟に展開する。

個人差、発達の差を踏まえて、一人ひとりが違っていて当たり前であり、互いに認め合う事が大切であることを伝える。

園での生活をよりよく安定したものにするため、保護者と連絡を取り合い、 家庭での生活の様子を把握する。

子どもが自ら育つ中で直面するちょっとした困り感に気付き、その子にあった援助を行うことで、子ども自らが成長・発達していくことを支える。

4 1 歳未満児

初めて長い時間を保護者と離れて過ごし、また初めての集団生活を行うこの時期の子どもたちが、家庭で生活するように安心して過ごすために、様々な工夫が必要になってきます。保育者の丁寧な、愛情を持った関わりにより築かれた信頼関係を土台として、子どもたちは外の世界に歩き出していきます。

保育所保育指針では、この時期の保育のねらいおよび内容として、身体的発達に 関する視点「健やかにのびのびと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持 ちが通じ合う」、精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」の3つ の視点が示されています。

生涯にわたって生きる力の基礎を培うために特に大切なこの時期は、上記の3つ の視点を踏まえた保育を行っていくことが重要です。

室内、戸外でさまざまな遊びを通して身体を動かし健康な心と身体を育てる取り組みを行う。

やさしい語りかけ、歌いかけ、発声や喃語への応答等をとおして、特定の大 人への愛着を育み、愛情の基盤を培う。

自然物(虫・木の実・葉・花・石・砂・雪・氷など)に触れることで感覚の 発達が促されるような取り組みを行う。

⑤ 1歳以上3歳未満児

この時期は、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと基本的な運動機能が次第に 発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになってきます。

また、「イヤイヤ」「ジブンデ」などの自己主張が発現し、主張や要求を貫きたいという自分の気持ちが、相手の気持ちとぶつかり合う時期です。子どもは、保育士に気持ちを共感してもらい、また代弁してもらうことで、相手の気持ちにも気付き、社会性を学んでいきます。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育所保育指針においては、保育のねらい及び内容は「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域として示されています。

保育士は、これらの5つの領域を意識しつつ、子どもの生活の安定を図りながら、子どもが試行錯誤しながら自分の力で行う活動を見守るとともに、愛情豊かに応答的に関わり、適切な援助を行うことが重要です。また、情緒的な絆を深められるようできるだけ特定の保育士等が子どもとゆったりとした関わりをもつことも求められています。保育園において子どもが過ごす集団の大きさや、そこでの遊びや活動のあり方は、年齢や活動の内容等に応じて異なります。3歳未満児は、クラスの人数に関わらず、できるだけ少人数でのグループで保育する必要があります。

子ども一人ひとりの行動や思いをありのままに受け止め、共感的に心を動かしたり一緒に考えたりしながら、自分なりに考え、子どもが自分の力でやってみようとする気持ちを持つことができるよう援助する。

食事、睡眠、遊び、休息を規則正しくとり生活リズムをつくり健康に過ごす ことができるよう配慮する。

保育士が、子どもの気持ちに共感や代弁をしながら、子どもが自己主張したり相手の気持ちに気づくなど、社会性の芽が育まれるよう関わる。

子どもたちが遊びに夢中になることができる時間と空間への配慮がされている。子どもの自主性、自発性を尊重すると共に子ども同士の関わり遊びが豊かに行われるよう定期的に玩具の入れ替えやコーナー作り等を工夫する。

自分の思いを伝えようとすることを大事にし、ゆっくりと落ち着いた態度で 聴き、子どもからの言葉を引き出す。

子どもの表情、行為を受け止めその気持ちを言葉にして子どもに返していくことで思いや要求を表現できるようにする。

⑥ 3歳以上児

この時期は、基本的な生活習慣の自立や語彙数の増加、知的興味や関心の高まりに加え、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになります。集団での取り組みを通して友達の良いところに気付いたり、力を合わせて一つの事に取り組む楽しさや達成感を味わい、次にチャレンジする力を得ていきます。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育所保育指針においては、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」という5領域として保育のねらい及び内容が示されています。

保育士は、これらの5つの領域を意識しつつ、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、日々の保育を行っていくことが重要です。

戸外活動において、さまざまな身体の動かし方や、遊具の使い方、安全に楽しく遊ぶためのルールや危険回避の方法を学ぶことができるよう援助を行う。

生活や遊びの中で、子どもが互いに思いを主張し自分の気持ちの調整を学んでいけるような取り組みを行う。

自然の中で思い切り遊び、好奇心や探究心を刺激するように目的をもって戸外活動を行う。

わからないことや知りたいことなどを、相手のわかる言葉で表現し、伝えられるよう援助する。

おとなのための行事とならないよう、大人目線の完成度にとらわれず、子どもたちが自ら感じ考えたことを軸に行事を作り上げ、子ども自身が達成感を味わえるように援助する。

⑦ 配慮を必要とする子どもの支援

一人ひとりが求める配慮はそれぞれ異なり、多様であるため、その子にとって必要なことは何なのかを子どもの立場に立って考え、支援することが必要です。

子どもの発達状況や心身の状況を把握し、その子にあった配慮や支援を行いながら、仲間と一緒に過ごし、その子だけでなく周りの子どもたちもいろいろな育ちがあることを知り、ともに成長し社会で生活していく仲間であることの「気づきのねっこ」を育てます。

また、保育士一人ひとりが発達を支援する多様な知識や技術の習得に努めるとともに、必要に応じて専門機関とも連携をとり、支援体制の充実を図ることも重要です。

個別配慮をしながらクラスの仲間と散歩へ行ったり、一緒に生活できるように工夫する。

専門家のアドバイスをもらい、職員で共有することで、全体のスキルアアップにつなげる。

他機関との連携をとりながら本人が生活していく中で困ることがないように成長発達を支援する。

(2) 健康及び安全

① 食育

保育園における食育は、健康な生活の基本として「食を営む力」の育成に向け、 その基礎を培うことを目標としています。毎日の生活体験を積み重ねる中で、適切 な食生活と食習慣、食の大切さ、友達と一緒に食べる喜びや命の大切さを学びます。

また、保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で食に関する取り組みを進めるとともに、乳児期にふさわしい食生活が提供されるよう、食育計画の作成・評価及び改善を行うことも重要です。

食事のときは、子どもの気持ちに寄り添い、無理やり食べさせるようなこと はしないよう、支援を行う。

子どもたちが友だちや保育士との食事中の会話を楽しみ、友だちと一緒に食べる喜びを感じながら給食を食べられるよう支援を行う。

個人差やその日の体調など個々の子どもの状態に合わせて量を加減したり、献立の趣旨にかなった適切な温度で給食を提供する。

食事するタイミング(いただきます・ごちそうさま)は、全員同じタイミングに統一するのではなく、個々の子どもの生活リズムにあわせたタイミングで行う。

保育園の給食方針や目標が計画され、計画に基づき栄養士・調理職員と保育 士等が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取り組みを行う。

2 健康

子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本です。 子どもの状態・発育・発達状況について定期的・継続的に、また必要に応じて随時 把握し、子どもの心身の状態に応じた保育を行います。

子どもが自らの体や健康に関心が持てるよう、手洗いなどの清潔習慣が楽しく身につくよう援助を行います。

また、保護者からの情報や、登園時や保育中の子どもの状況を観察し、何らかの 疾病や不適切な養育の兆候等が無いかに注意を払い、何らかの兆候が見られる場合 は、必要に応じて嘱託医や保護者、関係機関と連携を取り、適切に対応を行います。

健康診断、測定結果を記録して、発育、発達状態を把握する。

保育中、子どもの異常が発見されたら、保護者に連絡するとともに嘱託医、かかりつけ医に相談して、適切な処置を行う。

子どもたちが自分の身体に関心を持ち、健康な身体づくりに取り組むよう支援を行う。

③ 安全管理

保育者には、子どもの心身の健やかな育ちを支援する為に、衛生的で快適な環境を整えるとともに、安全な環境を整備していく責任があります。

保育施設における事故のリスクは、大きく、「子どもの持つリスク」・「保育者の持つリスク」・「施設・設備の持つリスク」の3つに分けられます。事故発生の頻度を抑えるためにも、子どもの発達の特性と事故の関わりを理解し、3つのリスクを低くすることが重要です。

特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを理解し、安全対策のために全職員の共通理解や体制作りを図ることが求められます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、これまで以上に 感染症の予防・拡大防止のための取り組みを積極的に行うことが必要です。

日常的に遊具の安全点検や保育環境の点検を定期的に行う。必要に応じ改善を行う。

外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練を行う。

職員の衛生知識の向上と対応手順の周知徹底を定期的に行う。

アレルゲン食品、献立の確認や、誤飲した場合の対応方法について職員間で 周知し、訓練を行う。

「保育所における感染症対策ガイドライン」など、国や関係機関から発出される通知や指針の内容を確認し、職員間で共有している。

④ 災害への備え

火災や地震などの災害の発生に備え、定期的に防火設備、避難経路の安全性の確認 や避難訓練の実施など、安全対策をしていく必要があります。

実際に災害が発生した際に、保護者等への連絡や子どもの引き渡しを円滑に行うために、日ごろから保護者との情報共有に努めるとともに、地域の関係機関とも連携を行い、発災時には協力が得られるよう備えておくことも重要です。

防火設備・避難経路等の安全性が確保されるように、定期的に安全点検を行い、職員全体で共有する。

災害時を想定して、定期的に避難、消火、引き取り訓練を計画に沿って行う。

地域の関係機関との連携を図り、協力が得られるように努める。

(3) 子育て支援

① 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

子どもの健やかな育ちを実現できるよう、また保護者が安心して働き続けることができるよう、保育士等の職員が専門性を生かして子育て家庭の支援を行います。

保護者の置かれている状況や思いを受け止め、園での子どもの状況を細かに伝える事で、共に子どもの成長を喜び、保護者が子育てへの自信や意欲を高めることができるよう、子どもの育ちと子育てを支援していく事が大切です。その際、子育てで保護者が孤立することがないよう、保護者への支援という一方向の視点ではなく、園と保護者が一緒になってその子を育てていることを保護者と共有することも必要です。

日々の保育の意図や保育のねらいを、必要に応じて保護者に伝える。

連絡ノートや面談を通して、保護者の気持ちや子育て等の悩みを聞く。

専門的な知識を生かして保護者の状況に寄り添い、必要な支援を行う。

日々の子どもの観察と保護者への個別の支援を行い、子どもの虐待を未然に防ぐよう努める。

② 地域の保護者等に対する子育て支援

地域の子育ての拠点として、保育園に在籍していない子育て家庭にも可能な限り施設や園庭等を開放し、交流の場を設定するなど、地域の保護者等に対して専門性を生かした子育て支援を行う必要があります。また、地域の関係機関等と連携を図り、子どもを中心として地域全体で子育てを行うための環境づくりに努めることが重要です。

地域の子育ての拠点として、地域住民との交流の機会などを保育所の実情に 応じて設けるなど、地域と連携・交流する取組を行う。

施設や園庭の開放、また子育て相談やミニ講演会の実施など、保育所の実情に応じて地域の子育て家庭に対する支援を行う。

(4) 保育者としての資質向上

子どもたちに向き合い、子どもを中心として質の高い保育を継続的に展開するためには、職員一人ひとりが自らの実践を振り返り、成果や課題をしっかり自覚するとともに、職員自らが目標を立て、様々な研修等の機会を通じて専門性を高め、必要な知識や技能の取得に努めることが大切です。

多忙な日々の保育の中でも、相対する子どもたちのためにも、自ら進んでスキ ルアップを重ねていくことはとても重要です。

保育指針を十分に理解し、日々の保育実践に活かしており、向上心を持って取り組む。

倫理観、人間性、保育園施設職員としての責任感を持ち、自覚をもって保育 に従事する。

研修の機会をとらえてスキルアップをし、職員間で伝え合い共有する。

5 保育の質の維持・向上に必要なこと

保育の質の維持・向上のためには、保育者個人が取り組むべきことは多々ありますが、それと同時に、園においても、取組が必要です。

これまで、主に保育者個人が取り組むべきことを記載してきましたが、ここでは、 主に、園において取り組むべき基本的な事柄を記載します。

(1) 運営体制

職員が安心して保育に従事し、常により良い保育に向かって取り組む姿勢を支えるためには、園の経営が健全に行われていることが不可欠です。

このためには、適切な広さや設備、子どもや職員の導線を考慮した保育室が確保され、保育に必要な備品や遊具・玩具等の整備・充実には保育施設職員の意見を反映し、子どものための保育を展開する保育環境が整えられるよう、保育に必要な経費が確保されている必要があります。

また、各職員がそれぞれの職位や職務内容等に応じて必要な知識や技能を身に付けられるよう、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努める必要があります。

保育事業者として、熱意と積極性を持っており、保育に対する理念や方針が明確である。

職員が安定して働き続けることができる労働条件(給与水準・休暇制度・休憩時間など)が整備されている。

職員の経験年数や年齢等について、均衡のとれるような体制に配慮している。

職員が自らの目標に向かって取り組めるようキャリアパスが明確に示され、 それに合わせた研修体制が整えられている。

職員が、日々の保育に、向上心を持って取り組むことができる環境を整える。

職員が、研修に参加できる機会を整えるとともに、その結果を職員間で伝え 合い共有する機会を設ける。

(2) 保育の質の向上のための地域や他機関との連携

保育の質の向上のためには、行政、保育施設、保護者、地域住民、地域の関連施設等が充分に連携をとり、一人ひとりの子どもの生活全体について互いに理解を深めることが必要です。

地域の自然に接したり、幅広い世代の人々と交流するなど、保育所外において も子どもが豊かな体験を得る機会を得るために、保育士等が日ごろから身近な地 域社会の実情を把握しておくと同時に、地域から保育所の存在やその役割が認知 され、子どもや保育について理解や親しみをもって見守られていることが大切で す。

保育所及び保育士は、社会全体で子どもの育ちを支援していくという視点を持ち、保護者や地域の関係機関等と積極的に情報交換を行い、すべての子どもの健全育成のために、地域に根ざした保育所の運営を行うことが求められます。

社会全体で子どもの育ちを支援するという視点を持ち、必要に応じて保護者や地域の関係機関等と情報交換を行っている

地域の実情を理解するための取り組みを行っている

保護者や地域の関係機関等に、保育所の存在や役割について理解を求めるための取り組みを行っている

地域に開かれた社会資源として、次世代育成支援(職場体験、ボランティア、インターンシップ、実習生の受け入れ)や、世代間交流(高齢者施設との交流等)を行う。